

いつもご購入いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 メールマガジンをお送りいたします。

2014年1月号

*.☆

【目次】

▼新年のご挨拶 所長 寺田晃

▼大槻事務所だより 1月号

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol58.pdf

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇 (第17回目) 武田 正行 編

▼社労士Q&A

▼1月2月セミナーのお知らせ

▼新年のご挨拶

「金輪際〇〇しない」

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、多大なるご支援を賜り、誠に有難うございました。

さて、今年の世相を表す漢字は「輪」でした。その前年が「金」・・・ということは、流れからすれば

来年は「際」となり、「金・輪・際」となれば面白いのだけれど。

この「金輪際」という言葉の意味は、現在では、「決して」とか「絶対に」、「二度と」と同意語で、

例えば「金輪際〇〇〇〇しない」など下に打ち消しの言葉を伴って用いています。

元々は、仏教用語で、金輪は三輪と呼ばれるもののひとつで大地の世界を意味し、その下に水輪、風輪

と続き、さらに虚空があるとされ、この金輪際は金輪と水輪の接する部分で、金輪の最も奥底にある

場所を指していたそうです。そこから「底の底まで」とか「とことんまで」といった言葉で表現されていたということです。

私事になりますが、昨年の5月21日に禁煙を始めて7か月余りが経過いたしました。

当時、毎日2箱は吸っていたのですが・・・(ただ、5キロ太ってしまいました)。

新年を迎えるにあたり、皆様の前で、再度「金輪際、タバコは吸いません」と宣言いたします。

そうすることで二度とタバコを手にすることはないでしょう。

2014年も皆様方への感謝の想いを忘れることなく、信頼の3原則を守り、精進してまいる所存でございます。

より一層のご指導・ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

所長 寺田 晃

▼大槻事務所だより

新年最初の特集は 「ジョブ・カード制」 です！

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol58.pdf

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇 (第17回目) 武田 正行 編

年末年始は何かとお酒を飲む機会が増える時期です。

皆さんも仕事仲間、上司、友人といろいろな忘年会に行かれたのではないかと思います。

実際、私自身もいろいろな忘年会に参加させて頂きました。

新年会や忘年会は大人数で行う事が多いと思いますが、皆さんは普段、一人で食事に行かれたり、

お酒を飲みに行かれたりする事はありますか。

以前より、私は仕事の先輩や上司から、30歳を過ぎたら一人で気軽に行けるお店があると良いよと

言われていましたので、会社帰りにでも寄れて、自宅からも近い場所でどこか良いお店はないかと探して

いました。

しかし、そうは言っても簡単に見つけられるものではなかったです。知り合いのお店でもあれば

いいのですが、初めて行くお店で、尚且つ一人で入るなんてすごい勇気がいることだと思います。

私も例外ではなく、一人でいきなりお店に入ることはなかなかできませんでした。

そんなある日、少しお酒も入っていたこともあり、たまたま近所の「立ち飲み屋」さんが目に入りました。

「立ち飲み」であれば、他のお客さんも一人で来ている方が多いですし、居づらくなったらすぐに出て

しまえばいいと思い、その時、初めて一人で「立ち飲み屋」さんに入りました。

実際に入ってみると、ただ単にお酒を飲む場所ではないのだなということを非常に実感し、今では

私の大切な場所の一つになっています。

是非皆さんにもおすすめしたいと思い、今回は「立ち飲み屋」さんの良いところを3つご紹介させて

頂きます。

1. 初対面の人と話ができること

立ち飲み屋ということもあって、別々のテーブルでお酒を飲むのではなく、1つのカウンターで

肩を並べて隣同士でお酒を飲みます。

そうするとどうなるか、必然的に隣にいる方と話をするようになります。もちろん初対面の方もいます。

仕事上では初めてお会いする方と話をすることもあります。プライベートではなかなか機会が少ないと

思います。今までは初対面の方と話をする事に対し、緊張してしまったり、うまく話ができなかったり

することがありましたが、こうやって初対面の方と話す機会が増えることで普段の業務においても、

初めてお会いする方とお話をする事の訓練にもなっているのかなと感じています。

2. いろいろな方々と話ができること

私の通っている「立ち飲み屋」さんは駅に近い線路のガード下にあるのですが、まわりには多くの企業が

あります。駅を少し離れると住宅街もあります。そんな環境から、客層は様々です。大企業の社員さん、中小企業の社長さん、近所の大学生、子育てが終わった主婦の方など様々な方が来ます。

同じお酒を飲みに行くといっても、テーブルに座って、他のお客さんとある程度の距離があると、なかなか話しかけたり、話しかけられたりする機会は少ないと思います。でも、「立ち飲み屋」さんであれば、いろいろな方々といろいろな話題の話ができることは、仕事の面でもお客様との話題作りの参考にもなっています。

3. ストレスの発散になること

私が初めてその「立ち飲み屋」さんに入った理由は、その店の雰囲気や店内のBGM、店内で流れていたDVDが自分の好きなものだったからです。他のお客さんも私と同じ気持ちで通っている方が多くいます。

そんなことで、自然と音楽の趣味の合う人、映画の趣味の合う人、それ以外にも本の趣味の合う人、考え方が似ている人などに出会います。そんな方々と話をしていると、自分の好きなことについて話をするので、時間を忘れるぐらい話に熱中して朝まで話し込んでしまうことも、しばしばです。

仕事でもプライベートでもストレスが溜まっているとか、少し疲れたなど思った週末には自分の好きな話をし、ストレス解消して気持ちをリセットさせることで、新たな気持ちで仕事に臨めます。

今回は「立ち飲み屋」さんの3つの良いところということで紹介をさせていただきました。皆さんも自分の中での楽しみ方やストレスの解消方法をお持ちだと思いますが、もしまだ「立ち飲み屋」さんに行ったことがないという方がいらっしゃれば是非1回は行って頂ければと思います。

でも、行かれる際は私のように記憶がなくなるような深酒にはご注意ください。

<武田 正行 (たけだ まさゆき) プロフィール>

2008年10月入所 第1室所属 東京都品川区出身

Q. 退職日後に賞与が支給された場合の税金、社会保険、雇用保険の取り扱いはどのようにすればいいのでしょうか？

A.

【税金について】

「給与所得者の扶養控除等申告書」は、その給与所得者が提出の際に経由した給与等の支払者のもとを退職したときにその効力を失うものとされています。

したがって、退職者に、退職後に給与等の支給期が到来する給与等を支払う場合には、原則として給与所得の源泉徴収税額表の「乙欄」で源泉徴収をすることになります。

ただし、退職後その年中に給与等の支給をする時において、その退職者がほかの給与等の支払者を經由して「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していないことが明らかな場合には、退職後も「給与所得者の扶養控除等申告書」が引き続き効力を有するものとして、給与所得の源泉徴収税額表の「甲欄」で源泉徴収して差し支えないとされています。

【社会保険について】

資格喪失月に賞与が支払われた場合、保険料賦課の対象とはなりません。資格喪失の前日までに支払われた賞与は、年度累計の対象となるため、「賞与支払届」の提出が必要となります。

(資格喪失日＝退職日の翌日)

【雇用保険について】

賞与は賃金となるため、退職後であっても雇用保険料の徴収を行うこととなります。

大槻事務所 アウトソーシングプロジェクト

▼1月2月セミナーのお知らせ

◇◇◇ 1月 ◇◇◇

大槻事務所ワンストップセミナー

【テーマ】「事業再生の概要」

アベノミクスに隠れてはおりますが、金融円滑化法終了による影響が徐々に現れてきております。士業に関わらず事業会社様におかれても、関与先で厳しい状況にある企業様がおありかと存じます。そこで、主として、従来再生案件に携わられたことのあまりない方々に、企業再生に関する一般的な事項をお伝えさせていただきます。

【日 時】 2014 年 1 月 28 日（火） 14 時～16 時（受付 13 時 30 分～）

【開催場所】 大槻経営労務管理事務所 8F 会議室

【対 象】 士業、事業会社、M&A担当者、再生案件に携わられたことのあまりない方々

【講 師】 丸山 幸朗 弁護士（松田綜合法律事務所）

【定 員】 先着 24 名（定員になり次第締め切らせていただきます）

【受講料】 無料

【申込方法】 1 月 24 日（金）までに、大槻事務所ホームページ → セミナー情報よりお申し込み下さい。

◇◇◇ 2 月 ◇◇◇

【題 名】 ～アジア進出の専門家が解説するアジアの今！～

東アジア・ASEAN進出セミナー（基礎編）

2015 年、ASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community: AEC）が発足します。

そして、2020 年には、アジアの人口の半数が中間層（年間可処分所得 5,001 ドル～35,000 ドル）入り

すると言われており、20 世紀後半の「世界の工場」としてコストセンターの役割を担い、欧米や日本への

輸出型成長モデルで発展してきたアジアは、21 世紀は、アジアの巨大な中間層の内需を取り込む形で、

プロフィットセンターとして内需消費型成長モデルへの大きく成長モデルを転換しようとしています。

もちろん、中間層だけではありません。アジア富裕層（100 万ドル以上の投資可能資産所有）の台頭も

無視できません。アジアにおける発展モデルに、大きな地殻変動が見られる今こそ、アジアへの進出戦略

についても見直す時が到来しています。本セミナーでは、まずアジアの基礎情報を整理し、「アジアの今」

をマクロ的に分析します。その上で、日本企業として、今後いかにアジア市場を攻略していくべきかの

戦略的な視点を提供します。

【日 時】 2014 年 2 月 5 日（水） 18 時開始（受付 17 時 30 分）

【開催場所】 大槻経営労務管理事務所 8F 会議室

【対 象】 アジアマーケットへの営業展開をご検討されている企業様

アジアに関心のある経営者様

経営企画部、海外事業部などのご担当者様

【講 師】 宍戸徳雄 氏（株式会社 アジアリーガルリサーチアンドファイナンス 代表取締役）

【定 員】 先着 24 名（定員になり次第締め切らせていただきます）

【受講料】 無料

【申込方法】 2月1日（金）までに、大槻事務所ホームページ → セミナー情報よりお申し込み下さい。

前号予告しました「そのM&A 大槻事務所が調査します！ ～社会保険労務士からみたM&Aのポイント～」は3月開催です！

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記のURLにてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

◆編集後記

皆さま、あけましておめでとうございます。いつも購読をありがとうございます。

今年も大槻事務所メルマガもよろしくお願いいたします。

毎年の忘年会で行われているのですが、大槻事務所プロジェクトMVPが発表され、2013年は年金プロジェクトが受賞しました。顧問先お客様・従業員様対象に行われた年金セミナーが好評いただいたの受賞です。今月号も特別セミナーを2本お知らせしておりますが、大槻事務所のセミナーを是非活用ください！

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ：このメルマガEメールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記のURLにて

お手続きをお願いいたします。↓↓

https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus

Webサイト：<http://www.otuki.org/>